

# 貯蓄・株式投資等と税



## 県民税利子割

県税

県民税利子割は、金融機関などから支払を受ける預貯金の利子、財形貯蓄の利子などに対して、課される税金です。

### 1 納める人は

県内の金融機関などから利子などの支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

※ 平成28年1月1日以降に支払われる特定公社債等（国債、地方債、公募公社債等）の利子等については、県民税配当割の対象となります。

※ 平成28年1月以降に支払を受ける利子から、法人に係る利子割が廃止されました。

### ○ 課されない場合（非課税）

次の場合には、県民税利子割は課税されません。

#### ① 遺族基礎年金を受ける妻、寡婦年金を受ける妻、身体障害者等一定の人

- ・少額預金非課税制度（マル優）
  - ・少額公債非課税制度（特別マル優）
  - ・郵便貯金非課税制度※
- 元本それぞれ 350 万円以下、  
合計 700 万円以下（非課税の郵便貯金が継続している間は 1,050 万円以下）

※ 平成19年9月以前に預けられていた非課税の郵便貯金は、平成19年10月以後預入期間等が経過するまでの間は非課税となります。

#### ② 勤労者が行う財産形成貯蓄

- ・財形住宅貯蓄
  - ・財形年金貯蓄
- 元本合計 550 万円以下

#### ③ 非居住者が支払を受ける利子等

#### ④ その他所得税において非課税とされる利子等



### 2 納める額は

支払を受けるべき利子等の額×5%

（この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。）

### 3 納める方法は

金融機関などが利子等の支払の際に利子割を特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

### ○ 市町への交付

県に納入された県民税利子割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。

## 県民税配当割

県税

県民税配当割は、一定の上場株式等の配当等に対して、課される税金です。

### 1 納める人は

一定の配当等の支払いを受ける個人が、配当を支払う人を通じて納めます。

なお、一定の上場株式等の配当のほかに、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配や、特定投資法人の投資口の配当なども、課税の対象になります。

### 2 納める額は

支払を受けるべき配当等の額×5%

(この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。)

### 3 納める方法は

配当等の支払をする上場企業などが、配当等の支払の際に配当割を特別徴収し、翌月10日までに申告し、納めます。

※ 上記の配当等の支払いを受けた個人は、当該配当等の所得については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から配当割額が控除されます。

#### ○ 市町への交付

県に納入された県民税配当割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。

## 県民税株式等譲渡所得割

県税

県民税株式等譲渡所得割は、上場株式等の譲渡による所得に対して、課される税金です。

### 1 納める人は

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける個人が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券会社等の本社を通じて納めます。

### 2 納める額は

支払を受けるべき特定株式等譲渡等の額×5%

(この他に、所得税・復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。)

#### ○ 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ① 源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価
- ② 源泉徴収口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済の差益

### 3 納める方法は

特定株式等譲渡所得金額の支払いをする証券会社等が、特定株式等譲渡所得金額の支払いの際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る県民税（県民税株式等譲渡所得割）を特別徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに申告し、納めます。

※ 上記の特定株式等譲渡所得金額の支払があった個人は、当該譲渡に係る所得については申告をしなくてもよいことになっていますが、申告をした場合は所得割で課税され、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。

#### ○ 市町への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%相当額は、県内の市町に交付されます。